

つくば市立谷田部東中学校部活動運営要綱

1. 部活動の目的

本校の教育目標

志をもち、心豊かにたくましく生きる生徒の育成

目指す生徒像

- 1 立志 自分の夢や可能性に意欲的に挑む生徒
- 2 共創 心豊かに誠実に行動し、共に未来を創造できる生徒
- 3 躍動 健康で活力に満ち、いきいきと活動する生徒

部活動における指導目標

- 主体的な活動を通して文化スポーツ活動を楽しむことができるようにする。
 - ・生徒により運営させる部分をつくる。
- 目標、目的達成に向けた活動を通して、社会性を身に付けさせる。
 - ・あいさつ、整理整頓、時間厳守、報告・連絡・相談を徹底する。
- 異学年交流や外部団体、地域との交流の中で協働的な活動が行えるようにする。
 - ・コミュニケーション能力の育成
 - ・ボランティア活動の推奨
 - ・地域学校協働活動の推奨

部活動のテーマ

- 1 挑戦 目標に向かい、困難にも立ち向かう
- 2 感謝 たくさんの支えがあって活動できることを大切に
- 3 絆 仲間とのつながりを大切に

2. 運営組織

| | | | |
|-----------------|-------------|---------------|--------|
| 【会 長】 | (学校長) | 【副会長】 | (教 頭) |
| 【事務局長】 | 兼 DCAA 連絡調整 | (部活動主任) | |
| 【事務局】 | (中体連担当) | 【部活動顧問会】 | ～各部顧問～ |
| 野球 | | サッカー | |
| ソフトテニス (男子) | | ソフトテニス (女子) | |
| 陸上競技 | | 水泳競技 | |
| バスケットボール (男子) | | バスケットボール (女子) | |
| バレーボール | | 卓球 | |
| 剣道 | | 科学 | |
| 美術 | | 文芸 | |
| 吹奏楽 | | | |
| 部活動外種目 (引率は要相談) | | | |

3. 部活動運営基準

(1) 入部手続きについて

- ・7年生については、4月中旬を選択期間として見学、仮入部を行う。4月22日(月)～26日(金)を入部届提出期間とし、提出をもってより正式部員として活動を認める。
※入部届は担任が回収し、部活動顧問に提出する。

- ・ 8、9年生の転入生などで入部を希望する生徒は、担任に入部届を提出する。
※担任は入部届を顧問に提出し、顧問が入部を認めた場合、事務局へ報告する。

(2) 部活動更新確認について

- ・ 例年同様8、9年生の、更新手続きはなしとする。

(3) 退部手続きについて

- ・ 部活動は3年間継続し活動することが望ましいが、健康上の理由やその他特別な理由で退部しなければならない場合には、退部届を提出する。
※退部を決めるにあたっては、本人、顧問、担任、保護者との話し合いをもち、最も望ましい方向について考えていくようにする。

(4) 出欠席の確認について

- ・ 欠席・早退・遅刻をする場合、本人、または保護者から直接顧問に連絡することが望ましい。部員から顧問へ経由する場合は確実に連絡が渡るよう指導する。
- ・ 土日の欠席についての連絡方法は、各部活動で確認し、徹底すること。
- ・ 各部の部長は出席の様子を毎日記録するのが望ましい。

(5) 練習時間について

①活動時間について

- ・ 平日は**2時間以内**、**休日は3時間以内**とする（準備等の時間は含まない）。
- ・ 毎月、**当月の活動実績を事務局に報告**すること。

①放課後に関して

- ・ 平日の活動時間は、**2時間以内**とする。
- ・ 完全下校の15分前に活動を終了し、時間内に下校させること（下記参照）。

完全下校時刻

| | | | |
|--------|-------|------|-------|
| 4月 | 18:00 | 11月 | 16:50 |
| 5月 | 18:00 | 12月 | 16:30 |
| 6月 | 18:00 | 1月 | 17:00 |
| 7月 | 18:00 | 2月上旬 | 17:10 |
| 9月 | 17:30 | 下旬 | 17:30 |
| 10月 | 17:20 | 3月 | 17:30 |
| 県南新人戦後 | 17:00 | | |

- ・ 7年生は、仮入部期間は17:00までとする。

②始業前に関して

- ・ 朝の練習は行わないこととする。

③土・日祭日に関して

- ・ 土曜日または日曜日どちらかを休養日とし、**実活動時間を3時間以内**とする。
- ・ 大会等で両日活動する場合は、休養日を直近の休日で確保すること。
※ただし、上位大会に進出する等振替が難しい場合は、平日での振替も可とする。
- ・ 月ごとの下校時刻内の活動を原則とする。
※ただし、対外活動についてはその限りではない。
- ・ 実施する場合は、休日における部活動予定表に記入し、許可を受けること。

④長期休業中に関して

- ・ 原則として日直の勤務時間内（8:10～16:40）の活動とする。
※但し、定められた下校時刻内の活動は認める。
- ・ 校舎内で活動する部の顧問は、戸締まりの指導をし、確認してから退勤すること。
- ・ 長期休業前に、活動計画書を部活動顧問会事務局に提出すること。これを長期休業中の許可願いとして扱う。事務局は各部の活動計画をまとめ、学校長に提出するものとする。

(6) 大会、練習試合の参加について

- ・ 大会は、多くても**月1回程度の参加**になるよう、大会を精選すること。

(7) 活動を行わない日について

- ・原則として毎週月曜日及び木曜日とする（予定変更の日を除く）。
- ・定期テストの3日前から、また実力テストの前日は「テスト休み」とする。

(8) 練習について

①練習内容に関して

- ・練習指導は、顧問（職員）及び学校長が承認した部活動指導員、外部指導者によって行われる。
※出張等で活動場所の近い顧問等に頼む場合は、部長を中心に活動できるよう内容等の連絡をし、活動終了時の報告もするよう指示しておく。
- ・練習計画は、見通しを立て1年間を通じて有意義な活動ができるように計画する。
- ・各部で積極的に奉仕活動を行う。

②服装に関して

- ・活動時の服装は、制服・学校指定の体操着、各部指定の練習着とする。

(9) 登下校について

①服装に関して

- ・放課後の活動に最後まで参加した場合、ジャージでの下校を認める。
- ・休日の練習の登下校は、制服、学校指定の体操着、部指定の練習着とする。

②自転車使用に関して

- ・自転車通学については、学校の規定に準ずる。
- ・大会、練習試合等で校外に出る時は、自転車使用を許可する。但し必ずヘルメットを着用すること。

(10) 活動場所について ※（ ）は雨天時の活動場所

| | | |
|-------|---------|----------------|
| 野 球 | グラウンド | (新館1階多目的スペース) |
| サッカー | グラウンド | (新館2階多目的スペース) |
| 男子テニス | テニスコート | (新館2階オープンスペース) |
| 女子テニス | テニスコート | (新館1階オープンスペース) |
| 陸上競技 | グラウンド | (新館3階オープンスペース) |
| 水泳競技 | プール | (新館3階多目的スペース) |
| 男子バスケ | 体育館 | |
| 女子バスケ | 体育館 | |
| バレー | 体育館 | |
| 卓 球 | 柔剣道場 | |
| 剣 道 | 柔剣道場 | |
| 科 学 | 理科室・技術室 | |
| 美 術 | 美術室 | |
| 文 芸 | 文芸部室 | |
| 吹 奏 楽 | 音楽室 | |

(11) 部室の使用について

- ・部室は顧問と部員で管理する。鍵は顧問が責任をもって管理する。
- ・美化を心がけ、不必要な物は部室に持ち込まない。（顧問が随時点検指導する）
- ・活動中は、荷物を部室か活動場所にまとめて置き、各部で管理すること。
- ・部室内での飲食はしないこと。
- ・外及び体育館の倉庫に関しても、使用部活動が協力して責任を持って管理し、部室と同じ扱いと考えること。
※長期休業等に計画的に清掃を実施する。（使用トイレも含む）

(12) 部活動全体会及び部活動会議について

- ・年度始めに部活動全体会（部長・副部長会議を兼ねる）を実施し、年度の活動の見通しをもつとともに、意識の向上を図る。
- ・全体会は、必要があれば校長の許可のもと、その都度実施することができる。
- ・部活動会議を定期的（4月、6月、9月、2月）に実施し、部長及び副部長が出席し、部活動全体の課題等について話し合う。

- ・部長は部全体の代表であり、部員の意見をまとめ、顧問と相談しながらよりよい部になるように努力をさせる。

(13) 活動の制限について

- ・部員のトラブル等で他に迷惑を及ぼした場合は、部活動顧問会にはかり、部全体の活動を制限することがある。
- ・対外活動参加については以下の規定に準ずる。

谷田部東中学校職員会（R5年度確認事項）

◎運動系・文化系の部活動を問わず、問題行動の発生した場合は、次のようになる。

対外活動参加前の一ヶ月間をめやすとして

- ・頭髪・ピアス等の外見上（容姿）の改善がされる場合は、配慮する。
- ・タバコ・無免許運転・万引き等の問題にかかわる場合には、校内活動には参加させるが、対外試合・校外活動への部活動からの参加については検討する。

◎運動系部活動に関しては、公式戦に準じることとし、県中体連申し合わせ事項・大会参加規定を遵守する。

基本的には、連れて行けるように部活顧問・学級担任が事前の指導を十分に行うものとする。改善が見られない場合には、最終的に学校長判断に委ねる。

これらのルールは、県中体連申し合わせ事項・大会参加規定などに準じています。

※練習にほとんど参加していない生徒については、対外活動の参加を見合わせる。

(14) 練習試合、地方大会の参加について

- ・休日に練習試合や地方大会の参加にあたっては、休日の部活動予定表に記入するとともに、所定の承認願いをできるだけ早めに学校長に提出し許可を得る。

なお、県外の大会（練習試合・練習会も含む）に参加する際には、学校長の許可を得た上で部員や保護者の十分な理解、協力のもとに入念な実施計画を立案した上で実施する。

◎対外運動競技に参加する場合、国、地方公共団体、学校体育団体の主催、または、これらと関係競技団体との共同主催を基本とする。

◎対外運動競技の行われる地域の範囲は、県内を原則とする。

なお、地方ブロック大会及び全国大会への参加の回数は、各競技についてそれぞれ年1回とする。

（第26集 学校体育指導方針「望ましい運動部活動の在り方」に準ずる。）

(15) バスの利用について

- ・総合体育大会・新人大会については、事務局でバスの手配・支払いを行う。
 - ・各種大会・練習試合については各部の予算で行う。
- ※教師の車での送迎はしない。

(16) その他

①部活動顧問について

- ・本人の特性、および学校運営上から十分に考慮し決定する。

②常時活動のない種目について

- ・校内での活動がない種目（柔道、新体操、レスリング、バドミントンなど）については、年度初めに種目と大会への参加の有無を確認し、希望があれば大会に出場させることができる。
- ・引率教員については、事務局で検討し、依頼する。

③活動中のけがについて

- ・顧問は速やかに応急処置をとり、学校長、教頭、学年主任、養護教諭、担任、保護者に災害発生状況について連絡・報告・相談を行う。
- ・必要に応じて病院とも連絡をとり、治療までの手続きを行う。
- ・顧問は、災害報告書を作成し、日本スポーツ振興センターの災害給付金の請求について保護者に連絡をする。
- ・DCAAクラブ中のけがについては、原則として指導者及び保護者が対応し、スポーツ安全保険を適用する。

④体育館の割り振りについて

- ・体育館の割り振りは、体育館を使用する部活動の顧問の合議のもと決定する。

⑤休日に活動する場合の昇降口、職員玄関及び職員室の管理について

- ・校内を使用する場合、体育館通用口からのみ出入りさせ、開け放しにしない。
- ・活動する部活動の顧問が責任をもって鍵を開け閉めする。
- ・職員玄関も内側から施錠する。
- ・職員室を離れる場合、他の職員がいないときには必ず施錠する。
- ・活動終了後は必ず顧問が責任をもって、部員の下校状況を確認する。生徒が自宅に戻るのに要する時間は帰宅せず、学校に待機していることが望ましい。また、使用場所及び昇降口等の施錠の確認をする。
- ・DCAA クラブが活動している時、定められた部活の顧問が鍵当番となる。活動終了後に DCAA 指導者及び保護者から活動場所等の鍵を受け取る。
※他の部活動が活動中でも、必ず各部ごとに確認すること。
- ・長期休業中の活動で、16:40を過ぎて行う場合、前もって日直の職員と施錠について打ち合わせしておくこと。
- ・最後に校舎を出る場合、使用の有無に関わらず、1階の施錠を確認するようにする。併せて正門と東門の門扉が閉まっているかどうか確認する。

⑥部活動保護者会について

- ・7年生が正式入部した翌週中に実施する。全体での保護者会は実施しない。

⑦年間活動計画、名簿の作成について

- ・部ごとの年間の活動計画および部員名簿を作成する。
※R6年度→部活動→●事務局の中に枠あり。
※どちらも5月7日(火)までに部活動主任に1部提出し、サーバーにも保存しておく。
- ・クラブチームでの大会参加が認められている種目については、部活動・クラブチームのどちらから参加するかを確認し、事務局まで報告すること。

⑧部活動の新設・廃部について

- ・部活動を新設する場合は10名以上の生徒が入部することを条件とし、顧問会、職員会議で協議の上決定する。
- ・廃部については、指導者または、入部希望者がいない場合に、顧問会、職員会議において、存続させるかどうかを検討する。廃部までの過程(期間、方法など)については、保護者、生徒の意向も考慮し、十分に検討した上で実施する。

⑨9年生の総体後の活動について

〈総体後〉

- ・運動部は総体終了後、進学に向けて学習に専念するため、原則常時活動は行わないこととする。平日の活動は認めない。
ただし、受験の特色選抜等に向けて必要な運動をする際は、担任と顧問の許可を得て参加できる。その場合は他の部員と同じ活動をする。

〈進路決定後〉

- ・進路が決まった後の部活動参加については、事前に顧問と担任の許可を得て参加できることとする。平日の活動も可。
- ・土日の活動については、事前に顧問と担任の許可を得て参加できるものとする。ただし、保護者が部活動に参加していることを知っていることを前提とする。他の部員と同じ活動をする。

〈卒業式後〉

- ・卒業式後の活動については、事前に担任と顧問の許可を得て、保護者が部活動に参加していることを承認した上で、土日のみ可とする。平日の参加は不可とする。他の部員と同じ活動をする。

⑩DCAA クラブについて

- 「洞峰地区文化スポーツ推進協会(DOHO Cultural&Athletics Academy(DCAA))」
- ・谷東部活動はDCAAと協働して生徒の文化スポーツ活動を支援するものとする。
 - ・DCAAクラブの実施については、DCAA役員の管理の下、各部保護者会の意向によって決定する。
 - ・DCAAクラブの活動には各部顧問は原則として参加しない(兼業申請をした場合は限りではない)。
 - ・DCAAクラブ指導者と部活顧問は定期的に連絡会議を設け、生徒や活動内容に関する共通理解を図る。